

○令和2年度都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議における資料

【長崎県】

長崎県犯罪被害者等支援条例の制定について

1 条例制定までの経緯

・ 条例制定の契機

長崎県では、令和元年7月16日、「長崎県犯罪被害者等支援条例」を公布・施行したが、長崎県が条例制定に向け本格的に動き出すきっかけとなったのは、条例制定を求める県民の声が、請願、意見書等の形となって高まりをみせたことである。

・ 課題整理

長崎県では、まず県全体の犯罪被害者等支援（以下「支援」という。）の充実に向けた課題整理を行った。

その上で、県全体の支援の更なる充実のためには、市町との連携・協力が不可欠であることから、市町との協議の場を設けて、課題解決のため、条例制定を視野に入れた検討を進めることにした。

・ 市町との協議

協議の結果、市町の意見として、県と市町が一体となった支援の充実の重要性と条例制定の必要性を認識していること、さらに一部の市町では、県全体で支援の足並みを揃えるため、条例制定について県がイニシアチブをとってほしい、という意見があることも確認することができた。

なお、この市町との協議会は平成30年度に3回実施したが、最終的に県条例の中に「市町の責務等」の規定を設けることについての合意形成にも大きな役割を果たした。

・ 有識者会議の開催

市町との協議と並行して、教育、被害者支援団体等長崎県の支援に関係する有識者6名からなる「長崎県犯罪被害者等支援懇話会」を設置し、長崎県の支援充実に向けた課題と、条例制定の必要性について意見を伺うことにした。

平成30年度に4回の懇話会を開催した結果、支援の課題解決に必要な施策、取組を推進するためには、条例制定が必要との中間意見をいただくとともに、条例素案についても検討を行った。

・ 条例の公布・施行

市町との協議、有識者の意見、パブリックコメントの実施を経て、条例の公布・施行に至った。

2 条例の内容（主なもの）

【市町の責務等（第7条）】

・ 第1項については、市町は、地域の状況に応じた支援施策の策定、実施に努めるとともに、県が実施する支援施策に協力するよう努めることと規定した。

・ 第2項については、市町が支援施策を実施するに当たり、県は支援施策に関する情報提供とそれに関する助言のほか、市町における啓発活動や職員研修に協力する旨を規定した。

【総合的支援体制の整備（第9条）】

・ 第1項については、県における総合的対応窓口の設置について条例の中で明文化するとともに、県の関係部局が連携、相互に協力して支援を実施する旨を規定した。

・ 第2項については、県が主体となって、国、市町、民間支援団体等と連携し、相互に協力して支援を推進するための体制を整備する旨を規定した。

・ 第3項については、死傷者多数事案等の重大事案が発生した場合を想定して、当該事案に対応するための支援態勢を整え、緊急支援に当たる旨を規定した。

【学校における教育と支援（第20条）】

- 第1項については、学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）において、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性、二次被害防止の重要性等について子供の頃から継続的かつ体系的に学ぶことで、社会全体で犯罪被害者等支援を進めるための基盤作りを行い、子供達を犯罪の被害者にも加害者にもしない教育を推進する旨を規定した。
- 第2項については、犯罪被害者等が児童・生徒である場合、当該児童・生徒の置かれた状況や発育状態等に応じて支援体制を事前に準備した上で、県、市町、教育委員会、県警等が一体となった支援に当たる旨を規定した。

3 条例制定後の取組

- 犯罪被害者等支援計画の策定
令和元年12月、条例を根拠とした新たな支援計画である「長崎県犯罪被害者等支援計画」を策定した。
- 推進体制の整備
庁内の推進体制として「長崎県犯罪被害者等支援推進会議」を、また、県と市町の推進体制として「長崎県市町犯罪被害者等支援推進協議会」をそれぞれ新設した。
なお、民間団体を含めた推進体制は、警察本部長を会長とする既存の「長崎県被害者支援連絡協議会」を活用することとし、これら3つの推進体制が県の総合的対応窓口を中心に相互に連携・協力することにより、県全体の犯罪被害者等支援を推進する体制を整備した。
- 緊急支援体制の整備
死傷者多数等重大な事案が発生した際の支援の実施に関して、「長崎県被害者支援連絡協議会」を核に、前記推進体制が連携して対応する仕組みを県警が中心となって整備した。
- 庁内・市町との連携
条例制定後、支援計画の策定や推進体制の整備に当たっては、県警を含めた庁内関係所属及び市町との協議の場をそれぞれ設けた上で合意形成を図るなど、庁内・市町との連携を重視しながら取組を進めた。特に、前述の推進体制の整備後は速やかに会議を開催し、支援計画案の内容確認、意見聴取を行ったほか、県及び市町による会議では、それぞれの取組について情報共有を図った。
- 二次被害の防止に資する広報啓発・研修
支援についての県民の理解の増進と条例制定の周知を図るため、支援に関するシンポジウムを開催するとともに、長崎市中心部のアーケード街において犯罪被害者に関するパネル展を開催した。
また、市町を含めた支援担当職員の資質向上を目的として、警察庁との共催により、行政職員を対象とした犯罪被害者等支援研修会を開催した。

4 今後の取組について

条例制定後、長崎県では市町、県警と連携しながら、推進体制の整備、二次被害の防止に資する広報啓発等様々な取組を行ってきたが、その過程で、半数を超える市町が条例施行をするなど、県全体の支援の更なる充実に向けた機運が着実に高まっている。

今後も、この機運を絶やすことなく、市町を含めた総合的支援体制の充実、県民の理解の増進等条例に掲げた目的、理念に沿った取組を継続していく。

5 条例制定についての振り返り

- 意見書の提出から課題整理、条例の必要性の検討、条例素案の作成を行うなど、限られた期間での作業であったため、有識会議の委員選定、会議の日程調整、会議前後の資料作成などに労力を要した。
- 県全体の支援の更なる充実を図るため、本県条例では「市町の責務等」の規定を盛り込むことにしたが、県下全市町との合意形成を図るための意見照会、協議会の開催などに労力を要した。

- 年度途中での制定であったため、当初予算へ条例関係の事業が反映できず、補正予算での対応となった。期間が短い中で周知啓発、新たな支援計画の策定等効果な事業となるよう財政部局との協議に労力を要した。